

患者さんへのご案内

保険医療機関における書面掲示（施設基準等）

当院では、令和8年6月の診療改定に基づき、書面掲示をウェブサイト上への掲載を行っております。

【小児科外来診療料】

6歳未満の患者さんを対象とする1日単位の定額制の診療報酬を選択しており、総合的に治療を提供します。

【小児かかりつけ診療料】

当院を継続して受診し同意された患者さんに、小児科のかかりつけ医として次のような診療を行います。

- ・急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
- ・発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
- ・予防接種の接種状況を確認し、接種時期についての指導を行います。
- ・「小児かかりつけ診療料」に同意する患者さんからの電話等による問い合わせに常時対応しています。

当院がやむを得ず対応できない場合などには、下記医療機関や小児救急電話相談にご相談ください。

〔受付時間内〕

提携医療機関 江戸川区医師会 夜間・休日診療所 TEL:03-5667-7775

- ・夜間（PM8:00-AM5：00）年中無休
- ・休日（AM9:00-PM5：00）日曜日/祝祭日/年末年始（12/29-1/4）

〔小児救急相談〕

- ・すぐに受診したらよいか救急車を呼んだ方がよいかの相談 #7119
- ・お子さんの状況で受診するほどではないが心配な時 #8000

患者さん・ご家族へのお願い

- ・緊急時など、都合により他の医療機関を受診した場合には、次に当院を受診の際にお知らせください。
- ・健康診断の結果や、予防接種の受診状況を定期的に確認しますので、受診時に母子手帳をお持ちください。

【小児抗菌薬適正使用支援加算】

当院では、急性上気道感染症、急性下痢症、急性中耳炎、急性副鼻腔炎で受診された6歳未満の患者さんに診察の結果、抗菌薬の必要ないと判断し、医師からその説明と保護者への理解が得られた場合に算定します。当院では、抗菌薬の適正使用を推進しています。

【機能強化加算】

当院では、かかりつけ医機能を有する医療機関として、

- ・他の医療機関の受診状況及び処方内容を把握し、必要な服薬管理を行います。
- ・専門医師または専門医療機関への紹介を行います。
- ・健康診断の結果等の健康管理にかかる相談に応じます。
- ・保険・福祉サービスに関する相談に応じます。
- ・夜間・休日等の緊急時の対応方法について、情報提供いたします。
- ・かかりつけ医機能を有する医療機関は、医療機能情報提供システムにて検索できます。

「医療情報ネット（ナビィ）」

【電子的診療情報連携体制整備加算2】

当院はマイナンバーカードによる電子資格確認を行う体制を有しております。

質の高い診療を実施するためにマイナンバーカードによる保険情報・医療情報・薬剤情報を取得し、その情報を診察室等で閲覧・活用できる体制を有しております。

また、電子処方箋の発行する体制を有しております。

マイナンバーカードによるオンライン資格確認は保険証と異なり、同月内でも毎回オンライン資格確認が必要となりますのでご了承ください。

※こども医療証等はマイナンバーに情報がいないため、オンライン資格実施とは別に紙の医療証を窓口に提出をお願いします。

当院では、医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、活用して診療を行っております。

【個別の診療報酬算定項目がわかる明細書の発行について】

当院は療担規則に則り、明細書については無償で交付いたします。

また、自己負担のある患者さんには、「診療明細書」「領収証」を交付しております。

明細書の発行を希望されない方は、会計の際にその旨お申し出ください。

【一般名処方加算】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、患者さんへ説明のうえ、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」（一般的な名称により処方箋を発行）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

【特定疾患療養管理料】

当院では、厚生労働省が定める特定疾患に対し、計画的な治療や療養上の管理を行った場合に、特定疾患療養管理料を月2回まで算定しております。

また、患者さんの状態に応じて、医師の判断により、下記いずれの対応も可能です。

- ・28日以上 of 長期の処方を行うこと
- ・リフィル処方せんを発行すること

【夜間・早朝等加算】

平日18時以降及び土曜日12時~13時の間に受診されますと、夜間・早朝等加算が算定されます。

【外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）】

令和6年6月の診療報酬で「外来・在宅ベースアップ評価料」が新設されました。

この評価料は、医療スタッフの待遇改善により、人材確保に努め、より良い医療を提供するために必要なものとして、厚生労働省が行っている取り組みです。

これまで以上に質の高い医療サービスを提供し、患者さんに安心して診療を受けていただける環境を整えるために、当院では令和8年3月より算定をしております。

皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください。